

組合員各位

令和 4 年 4 月 11 日
圏友協同組合
事務局

国外居住親族に係る扶養控除の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年度の税制改正で、令和 5 年分以降の所得税について国外居住親族に係る扶養控除の見直しがされました。

今までは、技能実習生や特定技能者が母国にいる親族を扶養親族とする場合、年末調整において下記要件を満たせば扶養控除の適用を受けることが可能でした。

【改正前の扶養控除の要件】

- ①対象となる親族の年齢が 16 歳以上であること
- ②納税者と生計を一にしていること
- ③年間の合計所得金額が 38 万円以下（2020 年（令和 2 年）分以降は 48 万円以下）であること
- ④他の控除対象扶養親族になっていないこと

しかし、海外の親族に送金をしたとしても、当該親族が現地において所得を得ている場合が散見されるとして、令和 2 年度税制改正により海外居住の扶養親族の要件の厳格化がされました。

そのため令和 5 年分以降の所得税において、扶養控除の対象となる扶養親族は改正前の要件に加え、下記の要件も満たす方に限定されることとなりました。

【改正後に追加された扶養控除の要件】

- ①30歳以上 70歳未満の成人のうち、留学により日本居住者でなくなった方
- ②30歳以上 70歳未満の成人のうち、障害者である方
- ③30歳以上 70歳未満の成人のうち、日本の居住者からその年において生活費または教育費に充てるために38万円以上の仕送りをしてもらっている方

※その年 12月 31日現在の年齢で判定

【令和5年分以降の国外居住親族に係る扶養控除対象者】

～15歳	16～29歳	30～69歳	70歳～
×	○	×	○
※但し【改正後に追加された扶養控除の要件】のうち①②③を満たす方は対象			

多くの技能実習生や特定技能者の扶養親族は【改正後に追加された扶養控除の要件】のうち③に該当することと存じます。

令和5年分以降の所得税について、送金金額が38万円に満たない場合は、扶養控除の対象と認められませんのでお気を付けください。

弊組合からも技能実習生および特定技能者への呼びかけを行っておりますが、組合員の皆様からお声がけ頂けると幸いです。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具